



平成26年  
4月から

# 産前・産後休業期間中の 掛金・負担金が免除されます!

これまで、育児休業期間中の組合員につきましては、申し出により掛金・負担金が免除されていましたが、“次世代育成支援”の観点から産前・産後休業期間中の組合員につきましても、平成26年4月から申し出により、掛金・負担金が免除されるようになりました。

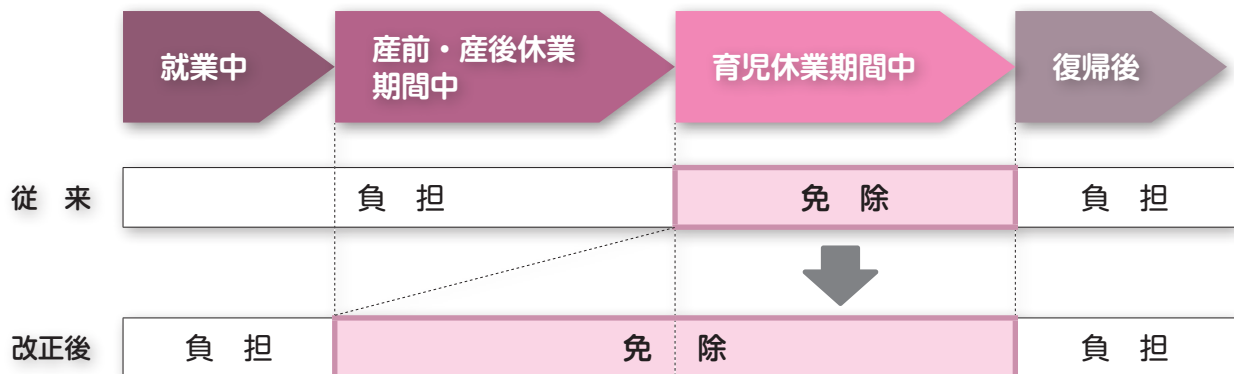
## 対象者となる方

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方（平成26年4月分以降の掛金・負担金）が対象となります。

## 免除対象期間

産前産後休業期間中（産前42日<多胎妊娠の場合には98日>、産後56日のうち妊娠又は出産を理由として勤務に服さなかった期間）の掛金・負担金が免除されます。

## 従来と改正後の掛金・負担金のイメージ



（関係条文：地方公務員等共済組合法第114条の2の2）

産前産後休業をしている組合員（第144条の2第2項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第114条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

## よくあるご質問 Q&A

Q：掛金免除の申請はどのようにすればよいのですか？

A：産前・産後休業する際に、所定の様式に必要事項を記入して、所属所の共済事務担当課を通じて本組合に提出してください。

Q：掛金が免除されると将来受け取る年金額も減るのですか？

A：産前・産後休業及び育児休業期間中の掛金・負担金の免除により、年金額が減額されることはありません。

Q：産前・産後休業期間中に給与が支払われる場合であっても掛金は免除されるのですか？

A：今回の改正は、給与の有無ではなく、任命権者から承認された産前・産後休業期間（産前42日・産後56日）であるかどうかで、掛金の免除が決まります。よって、その期間中であれば給与が支払われる場合でも掛金は免除されます。